

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食食材高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰により影響を受けている子育て世帯に対し支援を行うため、学校給食会等に対して、食材高騰分を補助する。 ②小中学校等の給食食材が高騰していることから、保護者負担の増加を防ぐため、令和7年4月から年度末までの学校給食会等に対する交付金の支給に要する経費(保護者負担分)を交付対象経費とする。(教職員分を除く) ③補助交付金(小中学校等)38,757千円【一般財源3,600千円充当】 ④児童、生徒の保護者世帯	R7.4	R8.3
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金 令和7年度住民税均等割のみ課税世帯 3,500世帯×15千円、子ども加算 800人×10千円(60,500千円)事務費 21,715千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料として支出]【一般財源1,6436千円充当】 ④令和7年度住民税均等割のみ課税世帯 3,500世帯、子ども加算 450世帯 800人	R7.6	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食食材高騰対策支援事業(国R7予備費分)	①食料品価格等の物価高騰により影響を受けている子育て世帯に対し支援を行うため、保育所等に対して、食材高騰分を支援・補填する。 ②保育所等における給食の食材費等が高騰していることから、保護者負担の増加を防ぐため、令和7年4月から年度末までに保護者が負担することとなる給食費等の一部を交付対象経費とする。(職員分を除く) ③補助交付金(私立保育所等)14,439千円、食糧費(公立保育所等)1,772千円【一般財源7,134千円充当】 ④園児の保護者世帯	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立学校物価高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰により影響を受けている公立学校の燃料費等の高騰相当分に交付金を充当する。 ②市立小中学校・市立義務教育学校の燃料費 ③19,366千円一式(小中学校10,055千円、中学校9,311千円)【一般財源14,366千円】 ④市立小中学校・市立義務教育学校	R7.4	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者施設物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている障がい者施設(民間施設)に対し、支援を行う ②入所系障がい者施設、通所系障がい者施設、訪問系障がい者施設への支援金を交付対象経費とする ③交付金27,710千円(入所系10,098千円(定員数1,188人×8,500円)、通所系14,612千円(定員数3,247人×4,500円)、訪問系3,000千円(25事業所×120,000円))【一般財源5,710千円充当】 ④障がい者施設	R8.1	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている高齢者施設(民間施設)に対し、支援を行う ②入所系高齢者施設、通所系高齢者施設、訪問系高齢者施設への支援金を交付対象経費とする ③交付金64,016千円(入所系41,021千円(定員数4,826人×8,500円)、通所系5,355千円(定員数1,190人×4,500円)、訪問系17,640千円(147事業所×120,000円))【一般財源6,016千円充当】 ④高齢者施設	R8.1	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	産後ケア事業実施助産所物価高騰対策支援事業	①物価高騰等の影響を受けている産後ケア事業実施助産所(民間施設)に対し、北海道の支援に上乗せして光熱費高騰に対する支援を行う ②産後ケア事業実施助産所への支援金を交付対象経費とする ③交付金108千円(有床診療所補助単価125,000円-17,000円(北海道支給済)=108,000円) ④産後ケア事業実施助産所	R8.1	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水道料金支援事業	①原油価格・物価高騰により影響を受けている市民及び農業者に対し支援を行う ②令和8年2月～3月検針分の農業水道基本料金の免除に要する経費を交付対象経費とする(減免に伴う歳入の減額分を歳入補正) ③営農用:136件(178,160円×2ヶ月)、家事用:36件(50,472円×2ヶ月)、業務用:1件(2,255円×2ヶ月) ④農業水道契約者(公的機関を除く)	R8.2	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰上・補助	①原油価格・物価高騰により影響を受けている市民及び事業者に対し支援を行う ②令和8年2月～3月検針分水道基本料金の免除に要する経費の水道事業会計への繰出金を交付対象経費とする ③水道事業会計繰出金268,317千円(家事用209,484千円、業務用56,269千円、浴場用64千円、事務費2,500千円)【一般財源2,500千円充当】 ④水道契約者(公的機関を除く)	R8.2	R8.3